



(記載上の注意)

- 1 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあってはその理由及び年月日を、(4)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(5)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書(様式5)を添付すること。
- 6 年月日は、和暦で記載すること。

(添付書類)

- 1 (申請者が法第5条第3号へに該当するおそれがある場合) 医師の診断書〔様式5〕
- 2 認定基準適合表〔様式6-4-2〕
- 3 添付書類の省略について

必要な書類と同一の書類が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による許可の申請又はこれに係る届出の際に新潟県(新潟市を除く)に提出されている場合は、添付を省略することができる。

省略できるのは、省略する書類の名称と、提出先の許可等の種類と許可番号及び許可(認定・届出)年月日を備考欄に付記したときに限る。

なお、提出先の許可等が既に廃止されている場合は添付書類の省略はできないものである。